

認証申請案内

北陸信越運輸局 富山運輸支局検査整備保安部門

認 証 申 請 案 内

1. 自動車分解整備事業の認証制度

- (1) 自動車分解整備事業は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の分解整備を行う事業です。【道路運送車両法（以下、「法」という。）第77条】
- (2) 「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造をいいます。【法第49条・道路運送車両法施行規則（以下、「施行規則」という。）第3条】
- (3) 自動車の分解整備を行うには、自動車の構造、装置に関する高度な知識並びに整備をするための設備及び技術が必要です。また、分解整備を適切に行うことが自動車の安全確保及び公害防止の一翼を担っています。したがって、自動車の分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を取得しなければならないという認証制度が設けられています。

2. 認証基準の概要

- (1) 自動車分解整備事業の種類は、次に掲げるものとなります。【法第78条】

1. 普通自動車分解整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・ 普通自動車（大型） 普通自動車のうち車両総重量が8 t以上のもの、最大積載量が5 t以上のもの又は乗車定員が30人以上のもの
- ・ 普通自動車（中型） 普通自動車のうち最大積載量が2 tを越えるもの又は乗車定員11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のもの
- ・ 普通自動車（小型） 普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は特種の用途に供するものであって、普通自動車（大型）、（中型）以外のもの
- ・ 普通自動車（乗用） 普通自動車のうち普通自動車（大型）、（中型）、（小型）以外のもの

- ・ 小型四輪自動車
- ・ 大型特殊自動車

2. 小型自動車分解整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・ 小型四輪自動車
- ・ 小型三輪自動車
- ・ 小型二輪自動車
- ・ 軽自動車

3. 軽自動車分解整備事業の対象とする自動車の範囲

- ・ 軽自動車

(2) 特定部品専門の認証を受ける場合には、次の装置の種類ごとに、業務の範囲を限定することとなります。【施行規則第57条】

(1)原動機	エンジン
(2)動力伝達装置	クラッチ（二輪は除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト、ディファレンシャル
(3)走行装置	フロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く） リア・アクスル・シャフト（二輪車は除く）
(4)操縦装置	ギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、かじ取りホーク
(5)制動装置	マスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置 ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪は除く） ディスク・キャリパ、ブレーキ・シュー（二輪に限る）
(6)緩衝装置	シャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く)
(7)連結装置	ルネット・アイ、ピントル・フック、その他連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く）

3. 認証の基準

主な基準としては、人員、工場面積、作業機械等であり、申請者が後述する欠格事項に該当していないこととなっています。

(1) 人員に関する基準

①整備主任者の選任

【法第91条の3・施行規則第62条の2の2】
分解整備の行われる事業場ごとに整備主任者を選任することが必要です。（事業者自ら整備主任者となる場合も含む。）

— [整備主任者の資格要件] —
当該事業場の従業員であって、一級又は二級自動車整備士の技能検定（ガソリン・ジーゼル・2輪（原動機以外の特定認証であれば2級シャシも可）のいずれか）に合格した者。

②従業員の確保【法第80条・施行規則第57条】

事業場には、2人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。

③整備士の保有数

【法第80条・施行規則第57条】
従業員のうち、少なくとも1人の自動車整備士技能検定に合格した者（一級又は二級）を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員数の数を4で除して得た数（その数が1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

[整備士の保有数]		整備士数
自動車分解整備に従事する従業員数		
2人から 4人		1人以上
5人から 8人		2人以上
9人から 12人		3人以上
：	：	：

(2) 屋内作業場の基準【法第80条・施行規則第57条】

対象とする自動車及び対象とする装置の種類により作業場等の面積が規定されています。[別添1]

— [注意] —

- ・車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車の分解整備及び点検を実施するのに十分であること。
- ・屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

(3) 作業機械等に関する基準【法第80条・施行規則第57条】

対象とする自動車及び対象とする装置の種類により別添2の作業機械等を備えなければなりません。

— [注意] —

検車装置はピット、検車台、オート・リフト等を言い、ガレージ・ジャッキは検車装置としては認められません。

(4) 申請者が適格か否か【法第80条】

申請者が次に該当してはいけません。

道路運送車両法(抜粋)

第80条第1項

二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第93条に規定による自動車分解整備の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該認証を取消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものも含む。二において同じ。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。

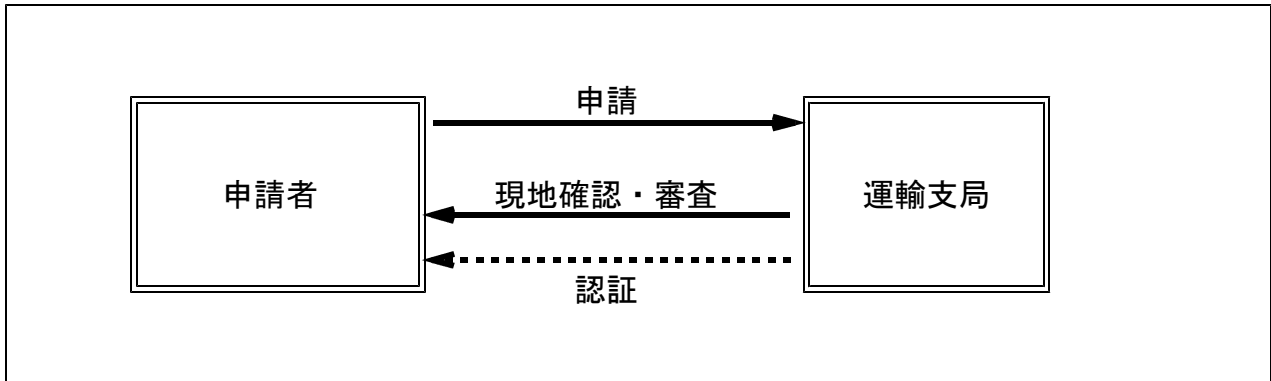
ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であってその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの。

ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの。

4. 認証の申請手順等

- (1) 申請書等は、別紙（認証関係申請（届出）添付資料等一覧表）を参考に該当する関係書類を作成し、運輸支局へ提出して下さい。
- (2) 提出部数は1部ですが、申請者控えが必要な場合は2部用意して下さい。
- (3) 申請書類を受付し、書類審査後に現地確認・審査を行います。

【法第79条・施行規則第66条】

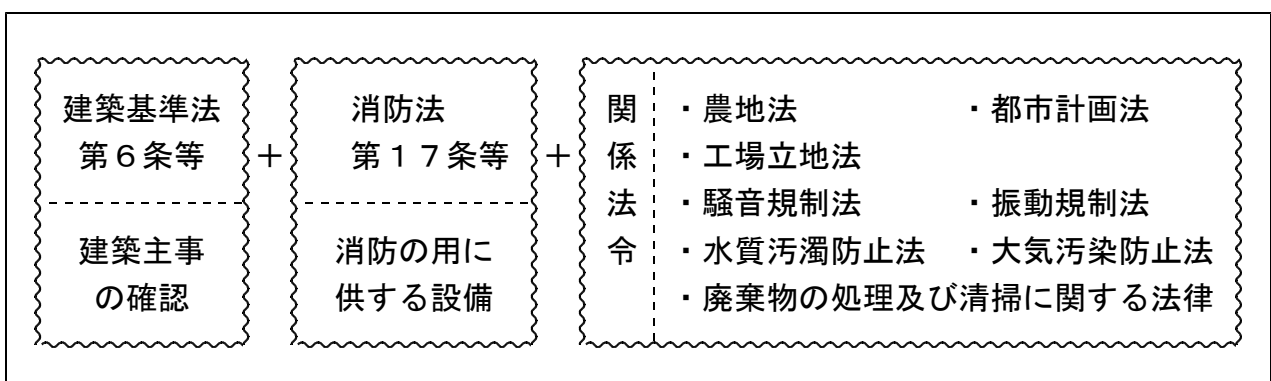


(4) 提出書類【法第79条】

- ①自動車分解整備事業の新規認証申請書
- ②申請者を特定できる書面（申請者が法人にあっては登記簿謄本等、申請者が個人にあっては住民票等）
- ③事業場の所在地を証する書面（土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証等）
- ④整備主任者（選任）届出書
- ⑤1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面
- ⑥作業場等平面図
- ⑦CO・HC測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を対象とする場合）
- ⑧その他、必要と認められる書類

5. 関係法令

土地・建物を自動車整備工場として使用する場合には、建築基準法及び消防法その他関係法令により制限等の基準が定められていますので注意が必要です。最寄りの関係行政機関へ相談するなどして下さい。



事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準				車両置場の規模の基準		
	対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			
			間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行
普通自動車分解整備事業	普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	原動機	5 ^{メートル} 以上	13 ^{メートル} 以上	12平方 ^{メートル} 以上	5 ^{メートル} 以上	13 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上	11 ^{メートル} 以上
		動力伝達装置	5 ^{メートル} 以上	12 ^{メートル} 以上	7平方 ^{メートル} 以上	5 ^{メートル} 以上	12 ^{メートル} 以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	3.5 ^{メートル} 以上	12.5 ^{メートル} 以上	7平方 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上	12.5 ^{メートル} 以上			
	大型特殊自動車又は普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄にかかげるものを除く。）	原動機	5 ^{メートル} 以上	10 ^{メートル} 以上	12平方 ^{メートル} 以上	5 ^{メートル} 以上	10 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上
		動力伝達装置	5 ^{メートル} 以上	9 ^{メートル} 以上	7平方 ^{メートル} 以上	5 ^{メートル} 以上	9 ^{メートル} 以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	3.5 ^{メートル} 以上	9.5 ^{メートル} 以上	7平方 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上	9.5 ^{メートル} 以上			
	普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特殊の用途に供するものに限る、上2欄に掲げるものを除く。）	原動機	4.5 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上	10平方 ^{メートル} 以上	4.5 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上	3 ^{メートル} 以上	6 ^{メートル} 以上
		動力伝達装置	4.5 ^{メートル} 以上	7 ^{メートル} 以上	6平方 ^{メートル} 以上	4.5 ^{メートル} 以上	7 ^{メートル} 以上		
走行装置									
操縦装置									
制動装置									
緩衝装置									
連結装置	3 ^{メートル} 以上	7.5 ^{メートル} 以上	6平方 ^{メートル} 以上	3 ^{メートル} 以上	7.5 ^{メートル} 以上				
普通自動車（上3欄に掲げるものを除く。）	原動機	4 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上	8平方 ^{メートル} 以上	4 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上	3 ^{メートル} 以上	5.5 ^{メートル} 以上	
	動力伝達装置	4 ^{メートル} 以上	6 ^{メートル} 以上	5平方 ^{メートル} 以上	4 ^{メートル} 以上	6 ^{メートル} 以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
連結装置	2.8 ^{メートル} 以上	6.5 ^{メートル} 以上	5平方 ^{メートル} 以上	2.8 ^{メートル} 以上	6.5 ^{メートル} 以上				

小型自動車分解整備事業	四輪の小型自動車	原動機	4 ^{トル} 以上	8 ^{トル} 以上	8平方 ^{トル} 以上	4 ^{トル} 以上	8 ^{トル} 以上	3 ^{トル} 以上	5.5 ^{トル} 以上
		動力伝達装置	4 ^{トル} 以上	6 ^{トル} 以上	5平方 ^{トル} 以上	4 ^{トル} 以上	6 ^{トル} 以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	2.8 ^{トル} 以上	6.5 ^{トル} 以上	5平方 ^{トル} 以上	2.8 ^{トル} 以上	6.5 ^{トル} 以上			
	三輪の小型自動車	原動機	4 ^{トル} 以上	8 ^{トル} 以上	8平方 ^{トル} 以上	4 ^{トル} 以上	8 ^{トル} 以上	3 ^{トル} 以上	5.5 ^{トル} 以上
		動力伝達装置	4 ^{トル} 以上	6 ^{トル} 以上	5平方 ^{トル} 以上	4 ^{トル} 以上	6 ^{トル} 以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	2.8 ^{トル} 以上	6.5 ^{トル} 以上	5平方 ^{トル} 以上	2.8 ^{トル} 以上	6.5 ^{トル} 以上			
	二輪の小型自動車	原動機	3 ^{トル} 以上	3.5 ^{トル} 以上	4平方 ^{トル} 以上	3 ^{トル} 以上	3.5 ^{トル} 以上	2 ^{トル} 以上	2.5 ^{トル} 以上
動力伝達装置									
走行装置									
操縦装置									
制動装置									
緩衝装置									
連結装置									
軽自動車	原動機	3.5 ^{トル} 以上	5 ^{トル} 以上	6.5平方 ^{トル} 以上	3.5 ^{トル} 以上	5 ^{トル} 以上	2.5 ^{トル} 以上	3.5 ^{トル} 以上	
	動力伝達装置	3.5 ^{トル} 以上	4.4 ^{トル} 以上	4.5平方 ^{トル} 以上	3.5 ^{トル} 以上	4.4 ^{トル} 以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
連結装置	2.5 ^{トル} 以上	4.7 ^{トル} 以上	4.5平方 ^{トル} 以上	2.5 ^{トル} 以上	4.7 ^{トル} 以上				
軽自動車分解整備事業									

備考 二以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類毎に定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

設備の基準 (対象とする装置ごとに必要な作業機械等)

□で囲んだ装置が分解整備事業に必要な作業機械となります。

原：原動機、動：動力伝達装置、走：走行装置、操：操縦装置、制：制動装置、緩：緩衝装置、連：連結装置の略号です。

プレス 二輪 	エア・コンプレッサ 	チェーン・ブロック 二輪 	ジャッキ 二輪 	バイス 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
充電器 	ノギス 	トルク・レンチ 	サーキット・テスタ 	比重計 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
コンプレッション・ゲージ 内除 	ハンディ・バキューム・ポンプ 	エンジン・タコ・テスタ 	タイミング・ライト ガ除・内除 	シックネス・ゲージ 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
ダイヤル・ゲージ 	トーイン・ゲージ 二輪・三輪 	キャンパ・キャスタ・ゲージ 二輪・三輪 	ターニング・ラジাস・ゲージ 二輪・三輪 	タイヤ・ゲージ 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
検車装置 二輪 	CO・HC測定器 ガ除・内除 	ホイール・プーラ 二輪 	ベアリング・レース・プーラ 二輪 	ガラス・ガン / シャシ・ルブリケーター 
原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連	原動走操制緩連
部品洗浄槽 				
原動走操制緩連				

1. 全ての装置を認証の対象とする場合は、全ての作業機械等が必要となります。
2. 二輪：小型二輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。
3. 三輪：小型三輪のみを対象とする場合には当該作業機械等は必要としません。
4. ガ除：ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。
5. 内除：内燃機関の点検を行わない事業場は当該作業機械等は必要としません。